

別記様式第1号(第四関係)

おおむろちくかつせいかけい
大室地区活性化計画

栃木県・日光市

平成25年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 大室地区活性化計画

都道府県名 栃木県

市町村名 日光市

地区名(※1)

大室地区

計画期間(※2)

H25～H27

目 標 : (※3)

一級河川大谷川の右岸に開けた優良農地の一部を構成する本地区では、慢性化した用水不足に苦慮しながら主要品目である水稻、麦、飼料米及びそばの生産が盛んに行われている。しかし、農業従事者の高齢化と担い手不在により、将来の農業経営に対する不安が経営意欲の低下を招いており、地区の活力が減退している状況であります。このため、当地区で行われている水稻を中心とした農業経営の安定化を図り、高齢農業従事者の営農の継続と、新規就農等担い手の確保育成に繋げるための基礎条件である農業用排水施設の整備を行うこととする。これにより、農業従事者数を維持し、地区人口の減少の抑制による地区の定住の促進をめざすものである。具体的には、日光市全体の人口減少率4.5%(1.0－(平成22年度90,066人/平成17年度94,291人)×100国勢調査調べ)を上回らないよう、当該地域の地区人口を平成24年度2,253人(国勢調査調べ)に対して、平成27年度2,253人の現状維持を目標に掲げ、定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は日光市の東南部に位置し、一級河川大谷川の右岸に展開する今市扇状地内の水田地帯である。標高は250mから340mであり、地区の中央には、東西に主要地方道路今市・氏家線、南北に県道大桑・大沢線が走っている。
営農形態は、一級河川大谷川を農業用水の水源とした水稻作付けを中心として、麦、飼料米及びそばの生産も盛んであり、慢性的な用水不足という厳しい農業生産環境の下、複合経営による農業経営安定基盤の強化意識の高さが認められ、農家努力により多様な農業の展開が模索されている。

現状と課題

当地区は、水稻栽培を中心とした農業を生活の基盤としてきたが、農業所得の低下、農業従事者の高齢化、担い手不足が進んでいる。これによる農村の活力低下、農業従事者の減少の加速化とともに人口が減少するなど地区活力が減退している状況となっており、従事者数の減少抑制に資する農業振興を核とした地区活性化のための取り組みを行うことが課題となっている。
なお、本地区では用水不足が慢性化し、大部分が地下水及び反復利用により補っているが、安定的な農業用水の供給には至っておらず農業振興の大きな支障となっている。農繁期における用水不足の慢性化は、農家の経営意欲を低下させ、農地の維持管理不足や耕作放棄地を生み、農家の地域離れの要因ともなっている。そのため、農業用水の安定供給を緊急課題として、農業用排水施設の整備事業導入が要望されている。

今後の展開方向等(※4)

本地区の確保すべき優良農地における農業生産基盤の更新整備を計画的かつ重点的に実施することにより、米生産における合理的な水利用と、施設維持管理に係る労力の軽減並びに経費節減を果たすとともに、生産性の高い農業基盤を確立し、安定した農業経営の持続の下、高齢農業従事者の持続的な営農や新規農業従事者の確保育成により、農業従事者数の減少抑制ひいては地区人口の減少の抑制を図ることとする。また、県単独事業及び市単独事業により新規水路布設工事・農道整備工事等の基盤整備事業を行っているが、現在実施中である農地・水保全管理支払交付金事業を有効的に活用し地域のコミュニティーを強化し活性化を図る。さらに実施後に達成状況の把握をすることで、定住促進その他の地区活性化の検討を行う。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
日光市	大室地区	基盤整備(農業用排水施設)	日光市	有	イ	H25～H26

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

大室地区(栃木県日光市)	区域面積 (※2)	911.1ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係： 当該地域の総面積911.1ha(H22国勢調査調べ)のうち、農林用地面積は688.3ha(区域内)で76%を占め、農林業従事者数は区域の全事業従事者数の10.6%を占め、日光市全体における農林業従事者割合の5%を上回っており、当該地域にとって農林業は大変重要である。		
②法第3条第2号関係： 当該地区の農業従事者は現状を推移している状況である(平成22年度100戸/平成17年度100戸 国勢調査調べ)。しかし、本地区の農業経営は担い手不足や農業従事者が高齢化していることに加えて、慢性的な用水不足に苦慮する等の農業生産環境におかれている現状にある。その対策の一つとして農業用排水施設整備を行うことにより、慢性的な水不足を解消し、生産基盤の整備等により農家の経営意欲を向上させ、経営の安定に伴う定住促進が地区人口の減少を抑制することとなる。このため、定住促進を図ることが本区域の活性化を図る上で有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係： 当該地域は、水田と山林に囲まれた地域で、住宅が点在する集落形態であり、都市計画法の用途指定がなく市街地を形成している区域外の農村である。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、効率的な農業生産による維持管理及び労力等の節減、安定した水田農業経営の確立を図り、地域の農業従事者を平成24年度2253人に対して、平成27年度2253人の現状維持を目標とする。計画完了次年度である平成28年度に平成27年度時点の達成状況の評価するため、計画期間完了時点の農業従事者数を、目標設定時と同様に当該年度の農家台帳により農業従事者数の変動を把握する。

また、県においては、日光市の確認状況を踏まえ、目標の達成状況の評価する。

なお、この評価結果については、県及び市が第三者組織の検証を得たうえで公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。